〇 付言

54 答申19(独個)52

「本人に係る人文学部キャンパス・ハラスメント防止対 策委員会議事要旨等の一部 開示決定に関する件」

開示・不開示の判断に不整合があることを指摘したもの

4 不開示部分の不整合について

本件対象保有個人情報が記載されているものとして特定された別紙1の文書は、同じ文書が複数の会議資料として使用されているなど、重複するものが多数あるところ、一部に、同じ内容の文書間で、本件対象保有個人情報の該当性や、開示・不開示の判断に整合性を欠くものが散見された。

今後の開示請求への対応においては、対象保有個人情報の特定や開示・不開示の判断が必ずしも適切に行われていないのではないか、といった不信感を招くことのないよう、慎重な対応が望まれる。

55 | 答申21 (独個) 7

「雇用・能力開発機構の特定 職員が裁判所に提出した「録 音テープ反訳書」等の不開示 決定に関する件」

・ 特定していたと解される 保有個人情報を開示決定 通知書に記載せずに不開 示決定していることにつ いて、保有個人情報の明記 による事務処理の適正化 を指摘したもの 3 本件請求文書の特定について

異議申立人は、原処分について、本件対象保有個人情報が記録されている文書も特定せずに行った不当な決定である旨主張する。

本件開示請求書の文言からすれば、本件対象保有個人情報が記載された文書の特定は特段困難とは考えられないことや、異議申立人が、別件開示請求において本件対象保有個人情報と同一の情報の開示を求めていたという事実を踏まえれば、処分庁は、原処分において当該文書を特定していたものと解される。

しかしながら、本件開示決定通知書には、開示を求める保有個人情報の記載はあるものの、特定した保有個人情報の記載がされていないことが認められる。このような処分庁の事務処理は、法の適正な運用を十分に行ったとは言えず、遺憾である。今後においては、開示決定通知書に開示する保有個人情報を明記することを徹底し、事務処理の適正化を十分に図ることが望まれる。

24-44 | 答申24 (独個) 53

「バイオテクノロジー医療 技術開発部特定グループ元 リーダーが本人から収集し た情報等の不開示決定(不存 在)に関する件」

・ 請求内容を限定的に解したものであって、開示決定等に当たっては、その対象となる保有個人情報の特定について十分精査した上で、適切に対応すべきであると付言

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、バイオテクノロジー医療技術開発部特定 グループ元グループリーダー特定職員が、申請者(異議申立人)から 収集した情報及びその目的に関する文書一切に記載された保有個人 情報である。

処分庁は、公募に際し、異議申立人から収集した情報を本件対象保 有個人情報として特定し、これを不開示(不存在)とする原処分を行った。

異議申立人は、諮問庁が本件対象保有個人情報を異議申立人の公募 への申請文書等とその目的に関する文書として特定しているのであ れば、明らかな誤りであり、本件対象保有個人情報の対象となる個人 情報が一切存在しないことはあり得ないと主張しているが(略)

4 付言

原処分においては、上記2のとおり、本件対象保有個人情報につき、 公募に際し収集した情報のみを特定し、これを作成、保有していない として、不存在による不開示とする決定を行ったが、請求内容を限定 的に解したものであって、本来であれば、処分庁が特定した保有個人 情報の外にも開示請求の対象として特定すべき情報があり、これにつ いても特定した上で、その保有の有無を判断すべきであったと認めら れ、妥当性を欠いていると言わざるを得ない。開示請求の時点で、その請求内容等を十分精査し対象となる保有個人情報を特定すべきであり、今後、開示決定等に当たっては、その対象となる保有個人情報の特定について十分精査した上で、適切に対応すべきである。

25-46 | 答申25 (行個) 40

「本人を善良でない管理者 とした保有個人情報の不開 示決定(不存在)に関する件」

・審査請求が行われてから 諮問までに5年8か月余 もの長期を要したために、 開示請求書の対象となり 得た文書が保存期間満了 により廃棄されていたこ となども踏まえ、今後の諮 問の早期化及び適正化に ついて付言した例

3 諮問の遅延等について

本件諮問は、審査請求後、5年8か月余を経過してされている。本件対象文書の不開示理由からして、審査請求から諮問までにそれほど長期間を要するものとは到底考え難く、本件諮問は、遅きに失したと言わざるを得ない。諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確に対応することが望まれる。

また、本件は、審査請求後、本件諮問までの間に、本件開示請求の 対象となり得た文書が保存期間を満了し、廃棄されたというものであ った。もとより、早期に諮問されていれば避け得た事態であるから、 この点からも、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問 に当たって、迅速かつ的確に対応することが望まれる。

25-47 答申 2 5 (行個) 1 2 3

「本人が行った行政文書開 示請求に係る文書の一部開 示決定に関する件」

・ホームページ等で公表されている文書の開示請求であるため、開示請求する必要がない旨説明し、受付もしないで開示請求書を返戻したことについて、当該対応は誤りであり、法に基づく開示決定等を行うべきであった旨付言した例

4 付言

諮問庁は、事案3及び事案4の開示請求に係る請求文書が行政文書ファイル管理簿であったことから、行政文書ファイル管理簿は誰でも閲覧可能であり、開示請求の対象とならない旨を開示請求者(審査請求人)に電子メールを用いて説明した上で、両開示請求に係る行政文書開示請求書について、受付処理、返戻のための起案等、通常開示請求を処理するために要する事務処理を行わず、実際に開示請求書を審査請求人(開示請求者)宛てに返送したと説明している。

一方、審査請求人は、事案3及び事案4の開示請求について、本人の意思に反して行政文書開示請求書が返送されたと主張しており、両開示請求を取り下げる意思がなかったものと認められる。

行政手続法7条には、行政庁は、申請がその事務所に到達したとき は遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない旨定めている。 さらに、情報公開法は、その9条において、行政機関の長は、開示請 求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨を決定 し、当該行政文書の全部を開示しないときは、開示請求を拒否すると き及び当該行政文書を保有していないときを含め、開示しない旨の決 定をすると定めている。

したがって、仮に請求文書が開示請求の対象とならない文書であったとしても、開示請求が取り下げられない限り、処分庁は、開示請求に係る行政文書開示請求書を審査請求人に返送するのではなく、行政手続法及び情報公開法所定のとおり開示決定等すべきである。

加えて、事案3及び事案4の開示請求に係る行政文書ファイル管理 簿は、公表されているものであっても、開示請求の対象となる行政文 書であって、処分庁の上記対応はその前提において誤っている。

[再掲] \bigcirc 答申26 (行個) 8 「本人に係る税務調査関係 書類の不開示決定に関する 件口 ・ 本件の特殊な経過に照 らせば,審査請求人に再 度の開示請求を行う負担 を課すべきではないとし て、審査請求人に対する 実効的な権利救済の観点 から、処分庁に対し、決 定の一部取消しに先立っ て、保有する税務署から 文書の写しを入手し対象 文書として特定するよう 要望する旨を付言した例 答申26 (行個) 79 26-42

整理番号26-35の答申参照

「特定期間における本人等 に対する国の帰国支援に関 係するすべての文書の不開 示決定に関する件」

・ 異議申立人を本人とする保有個人情報には該当しないが、異議申立人以外の特定の者の保有個人情報には該当し当該者が開示請求権を有する旨の教示を行うことが望ましい旨の付言をした例

7 付言

- (1) ところで、当審査会において本件対象保有個人情報2の内容を更に確認したところ、当該情報のうち、別紙2に掲げる部分については、氏名と一体として、特定個人Aの子であり異議申立人の父である特定個人Bを識別することができる情報及び特定個人Aの子であり異議申立人の伯母である特定個人Cを識別することができる情報の記載が認められた。
- (2)上記第2の異議申立人の主張及び第3の諮問庁の説明の記載によれば、異議申立人は、いわゆる中国残留邦人であった特定個人Aの孫であるとのことである。

特定個人A本人の死亡により異議申立人の代理権は消滅するものの,本件固有の事情をしんしゃくし,処分庁においては,異議申立人に対して,別紙2に掲げる部分について,特定個人B及び同Cを本人とする保有個人情報にも該当し,特定個人B及び同Cが開示請求権を有する旨の教示を行うことが望ましい。

27-38 答申27 (行個) 101

「本人に特定文書を交付した記録のある書類交付簿の 不開示決定に関する件」

・ 開示請求の意思確認に 回答がないからとして、 開示請求手数料を返戻す ることにより、開示請求 が取り下げられたものと して取り扱ったことは違

4 付言

処分庁は、開示請求の意思確認に回答がないからとして、開示請求手数料を返戻することにより、開示請求が取り下げられたものとして取り扱った経緯が認められるところ、このような取扱いは違法であり、処分庁においては、今後このような手続を行わないよう改められたい。

	法であり、処分庁においては、今後このような手続を行わないよう付言した例	
0	[再掲] 答申30(独個)26 「本人の夫の診療録等の不 開示決定(保有個人情報非 該当)に関する件」	整理番号30-43の答申参照
	・ 請求する保有個人情報 が記録された複数の文書の 名称を具体的に明示した開 示請求に対し、「開示請求者 の個人情報に解することが できないために開示請求が あった診療情報の全てを不 開示とする」との不開示決定 をしたことにつき、実際は開 示請求された文書のうちー 部は不存在であったことか ら、当該決定は開示請求に係 る文書の全てが存在すると の誤解を与えかねないもの であったとして、適切な対応 が望まれる旨を付言した例	
3-22	答申3(行個)28及び2 9 「本人の子の労災事故に係る災害調査復命書等の不開示決定(保有個人情報非該当)に関する件」「本人の子の労災事故に係る監督復命書等の不開示決定(保有個人情報非該当)に関する件」 ・ 処分庁が,請求された保有個人情報が記録された文書として存在しない文書を特定し,諮問庁が諮問に当たり,別の文書に記録された保有個人情	5 付言 本件開示請求において、審査請求人は、処分庁による教示・確認を 踏まえて「災害調査復命書」の開示請求を行い、処分庁は、保有個人 情報に該当しないとして不開示の原処分を行った。しかし、実際には 当該文書はそもそも作成されておらず、本件審査請求後の補充書にお いて、原処分の不開示理由は誤りであったとして、訂正変更すること となった。さらに、審査請求人が名称は別として「調査結果を記載し た書面」の開示を求め(意見書3(上記第2の2(3)))、処分庁に おいて文書の確認を行った結果、「安全衛生指導復命書」の存在が確 認され、諮問庁がこれを本件対象保有個人情報1として特定した。 本件開示請求については、対象である災害事故につき労災認定が行われており、事案が明確に特定されているのであるから、開示請求の 時点で、対象となる文書を正確に教示し、補正等の手続を行うべきも のであった。加えて、対象となる文書について確認もせず、事実に基づかない処分を行うなど、処分庁の一連の対応は、法の施行に当たる 行政機関として著しく信頼を損ねるものである。処分庁においては、 今後、法の規定を踏まえた適切な教示、処分等を行い、その適切な運
	(に配嫁されが) 木子 はたのい	「一行後、伝の規定を踏まれた週別は教小、処方寺を刊V'、ての週別は連 日は始ばよると画がある

用を徹底する必要がある。

報を特定したことについ

て、処分庁の対応は法の 施行に当たる行政機関と して著しく信頼を損ねる ものであり、適切な対応 が望まれる旨を付言した 例

3-23 | 答申3 (行個) 123

「本人からの労働相談に係る助言内容に関する文書の 一部開示決定に関する件」

・ 開示決定通知書の「開 示する保有個人情報」欄 に,本件開示請求とは関 係のない内容が記載され たことについて,作成過 程で他事案のファイルを 流用したことに起因する 処分庁の事務的なミスで あり,対象文書の取り違 え等は生じていないため 原処分の取消しには及ば ないが,適切な事務処理 を改めて徹底する必要が ある旨を付言した例

3 付言

本件開示決定通知書の「開示する保有個人情報」欄には、事業場名 及び相談時期が異なるなど本件開示請求とは関係のない内容が記載 されており、この点につき当審査会事務局職員をして諮問庁に確認さ せたところ、作成過程で他事案のファイルを流用したことによる処分 庁の事務的なミスによるものとのことであった。

したがって、対象を適切に表していないので、行政手続法8条1項に基づく理由の提示に不備があるとして取消し相当とすべき可能性も考えられるが、開示請求及び審査請求の手続において文書の取り違え等は起こっておらず、また、審査請求人は不開示部分の開示を求めており、この点を争点としていない。以上を踏まえ、本件については、これにより理由の提示に不備があるとして原処分を取り消すには及ばないと判断するが、処分の通知として不適切であるのみならず、誤って他者の保有個人情報を記載したものであり、行政機関の信頼に関わる重大な事態である。今後、処分庁において、適切な事務処理を改めて徹底する必要があり、また、諮問庁においても、不服審査請求を受けた時点で確認を行い、適切な処置を講ずることが望まれる。

3-24 | 答申3 (行個) 199

「本人に対する休業補償給付の不支給決定に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件」

・ 処分庁が、審査請求人 以外の複数の個人の勤怠 及び年休取得の状況並び に各月給与明細を開示の 対象とし、諮問庁もこれ が誤開示であることにつ いて指摘をしていない点 について、今後同様のこ とがないよう正確かつ慎 重な対応をする必要があ る旨を付言した例

3 付言

文書10の28頁ないし57頁及び61頁ないし63頁は、使用者 申立書の添付文書の一部であり、特定期間に係る特定事業場の審査請 求人以外の職員の勤務表等及び賃金台帳である。当該部分について、 原処分は、その一部に押印された超過勤務命令権者及び年休取得承認 権者の印影(通番12③b)を除き、全て開示としている。

しかしながら、当該部分は、審査請求人以外の複数の個人の勤怠及 び年休取得の状況並びに各月給与明細であり、その各葉が氏名欄に表 示されている職員各個人についての別個の個人情報であって、審査請 求人を識別することができる情報は含まれていない。処分庁は、原処 分において、審査請求人を本人とする保有個人に該当せず、本来不開 示とすべき第三者の個人情報を、誤った判断により30頁余にわたり 開示したものであり、諮問庁もこれが誤開示であることについて指摘 をしていない。

このような事態は、処分庁及び諮問庁において法の理解が欠如しているといわざるを得ず、行政に対する信頼を損なうものであるのみならず、法が保護しようとする法益の侵害を招くものであり、今後、同様のことがないよう、正確かつ慎重な対応をする必要がある。

4-29 | 答申4(行個)5193及 び5194

「本人が提出した公益通報 書に係る返戻書等の不訂正 決定に関する件」

「本人が提出した公益通報 書に係る返戻書等の利用不 停止決定に関する件」

原処分の理由付記にお いて事実に反する記載が なされており、 瑕疵が存 在するが、審査請求人は 改めて開示請求を行い, 文書の開示を受けた上で 必要に応じて訂正請求等 を行うことが可能である から, 迅速な争訟の解決 を図ることの方が、より 審査請求人の利益にかな うと思料され、理由の提 示に不備があることを理 由に原処分を取り消すま でには至らないが、行政 手続法8条1項の趣旨に 照らし,適切さを欠くと 付言した例

6 付言

- (1)本件不訂正決定通知書には、不訂正とした理由について、「請求者が本件訂正請求に先立ち、法12条1項の規定に基づき行った開示請求において、不開示決定(令和4年1月12日付け総官政第7号)されており、法27条1項各号のいずれにも該当しないことから、訂正請求の対象となるものとは認められない。」と記載されており、本件利用不停止決定通知書の利用不停止とした理由も同様に記載されている。
- (2) しかし、当審査会において、諮問書に添付された、本件訂正請求及び本件利用停止請求に先立って行われた開示請求に対する不開示決定通知書(写し)を確認したところ、上記4(1)のとおりであった。
- (3) そうすると、本件対象保有個人情報が法27条1項各号に該当しない理由は、本件対象保有個人情報1については、法12条1項の規定に基づく開示請求に対する開示決定において不開示とされているためであるが、本件対象保有個人情報2については、法12条1項の規定に基づく開示請求が行われていないためであり、原処分の理由付記において事実に反する記載がなされており、瑕疵が存在する。

しかしながら、審査請求人は改めて開示請求を行い、文書の開示を受けた上で必要に応じて訂正請求等を行うことが可能であるから、迅速な争訟の解決を図ることの方が、より審査請求人の利益にかなうと思料され、理由の提示に不備があることを理由に原処分を取り消すまでには至らないが、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであるといわざるを得ず、処分庁においては今後適切な対応が望まれる。